（特定信用協同組合代理業者の臨時休業の届出等）

第百二条　［略］

2　銀行法第五十二条の四十七第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　［略］

二　銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する休日又は前条第一項に規定する業務取扱時間以外の時間に、特定信用協同組合代理行為に係る業務の全部又は一部を行う特定信用協同組合代理業者の営業所又は事務所において、当該休日又は時間における業務の全部又は一部を休止する場合

三　特定信用協同組合代理業者の特定信用協同組合代理行為に係る業務を行う無人の営業所又は事務所においてその業務の全部又は一部を休止する場合

四　休業期間が一業務取扱日以内で、業務が速やかに再開されることが確実に見込まれる場合

五・六　［略］

3　銀行法第五十二条の四十七第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　［略］

二　前項第二号、第四号又は第五号に該当する場合

［号を削る。］

（届出事項）

第百十一条　法第七条の二第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～六の四　略］

七　信用協同組合等の事務所の全部又は一部において、第六十六条第三項の規定による業務取扱時間の変更をしようとする場合（同条第一項に規定する業務取扱時間が確保されている場合を除く。）

［八～二十五　略］

二十六　中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令第四条第七号に掲げる事項について定款の変更をしようとする場合（次に掲げる場合を除く。）

イ　従たる事務所（銀行法第十五条第一項に規定する休日又は第六十六条第一項に規定する業務取扱時間以外の時間においてのみその業務を行うものに限る。）の設置、位置の変更又は廃止をする場合

ロ　［略］

ハ　ロに規定する位置の変更に係る事務所を変更前の位置に復する場合

ニ　出張所（従たる事務所であって主たる事務所又は他の従たる事務所の名義をもって事業が行われているものをいう。第二十九号において同じ。）（イに規定する従たる事務所に該当するものを除く。）の設置、位置の変更又は廃止をする場合

ホ　［略］

二十七　中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令第四条第七号に掲げる事項について定款の変更をした場合（前号イからホまでに掲げる場合に該当する場合に限る。）

二十八　事務所の位置を変更しようとする場合（前二号又は次号に該当する場合及び次に掲げる場合を除く。）

イ　第二十六号イに規定する従たる事務所の位置の変更をする場合

ロ　［略］

ハ　ロに規定する位置の変更に係る事務所を変更前の位置に復する場合

（特定信用協同組合代理業者の臨時休業の届出等）

第百二条　［同上］

2　［同上］

一　［同上］

二　特定信用協同組合代理業者の休日に、特定信用協同組合代理行為に係る業務の全部又は一部を行う特定信用協同組合代理業者の営業所又は事務所において、当該休日における現金自動支払機等による業務の全部又は一部を休止する場合

三　特定信用協同組合代理業者の特定信用協同組合代理行為に係る業務を行う無人の営業所又は事務所においてその業務の全部又は一部を休止する場合（前号に該当する場合を除く。）

［号を加える。］

四・五　［同上］

3　［同上］

一　［同上］

二　前項第四号に該当する場合

三　休業期間が一業務取扱日以内で、業務が速やかに再開されると確実に見込まれる場合

（届出事項）

第百十一条　［同上］

［一～六の四　同上］

七　信用協同組合等の事務所の全部又は一部において、第六十六条第三項の規定による業務取扱時間の変更をしようとする場合（同条第一項に規定する業務取扱時間が確保されている場合を除く。）

［八～二十五　同上］

二十六　［同上］

［号の細分を加える。］

イ　［同上］

ロ　イに規定する位置の変更に係る事務所を変更前の位置に復する場合

ハ　出張所（従たる事務所であって主たる事務所又は他の従たる事務所の名義をもって事業が行われているものをいう。第二十九号において同じ。）の設置、位置の変更又は廃止をする場合

ニ　［同上］

二十七　中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令第四条第七号に掲げる事項について定款の変更をした場合（前号イからニまでに掲げる場合に該当する場合に限る。）

二十八　事務所の位置を変更しようとする場合（前二号及び次号に掲げる場合に該当する場合並びに次に掲げる場合を除く。）

［号の細分を加える。］

イ　［同上］

ロ　イに規定する位置の変更に係る事務所を変更前の位置に復する場合